



JSG ニュースレター

台湾国外営利事業の台湾国内における 課税所得額の事前査定が可能に

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾財政部は、民国 108（2019）年 9 月 26 日付で「所得税法第 8 条に規定する台湾源泉所得に係る認定原則」（以下「認定原則」）に、第 15 条の 1（以下「認定原則による事前査定」）を新たに追加するとともに、「台湾国外営利事業が申請し、台湾源泉所得の計算において適用する利益率及び台湾国内利益貢献度の査定に係る作業要点」（以下「作業要点」）を定めました。これにより、台湾国外営利事業が、台湾源泉所得の計算に適用する純利益率及び台湾国内利益貢献度の査定を事前に申請することが可能となることを明文化し、純利益率及び台湾国内利益貢献度の査定方法を明確化することで、納税コストの簡素化及びクロスボーダー取引の課税に伴う争議を減少させることとしています。今後、台湾国外営利事業

は、「認定原則」に従って還付を受けるほか、「認定原則による事前査定」を利用することも可能となるため、税務当局及び納税義務者双方の還付作業に係る負担を軽減し、台湾国外営利事業の源泉徴収税の過納付による資金繰りの悪化を回避する一助になると考えられます。「認定原則による事前査定」及び「作業要点」の内容は、下表の通りです。

作業要点の主な内容

1. 適用を受ける主体及び条件

台湾国内に固定営業場所及び営業代理人を有していない台湾国外営利事業（以下「台湾国外営利事業」）が台湾にその源泉を有する労務報酬及び事業所得については、認定原則の事前査定に従い、対価を受け取る前に、関連証明文書を添付して税務当局に対し利益率の適用に関し査定を受けるよう申請し、台湾国内における取引フローが取引フロー全体によって稼得する利益総額に占める貢献度（以下「台湾国内利益貢献度」）に応じて台湾国内における課税所得額を計算することが出来る。

2. 申請者及び申請を受理する税務当局

- (1) 台湾国外営利事業が自ら、又は代理人に委任して申請を提出することが出来る。
- (2) 台湾国外営利事業が受け取る所得が源泉徴収を要する所得に該当する場合、申請を受理する税務当局は源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局となる。一方、当該所得が源泉徴収を要する所得に該当しない場合は、申請を受理する税務当局は中央政府所在地を管轄する国税局となる。

3. 利益率の査定方法

- (1) 台湾国外営利事業が帳簿、文書を提出して査定に供することが可能な場合は、源泉を有する収入から関連原価費用を差し引く実額申告により査定を受けることが可能。
- (2) 上述（1）を満たさないが、台湾国内の同一営利事業と締結した、内容が同等な契約書を提出することができ、且つ過去3年以内に税務当局がその帳簿、文書に従って関連する原価費用を差し引いて利益率を査定している場合は、それぞれ査定を受けた利益率の平均により査定する。
- (3) 上述（1）（2）のいずれも満たさないが、契約書、主な事業活動項目、台湾国内及び国外における取引フローの説明、及びそれらを証明するに足る文書を提出し、税務当局の主な事業活動項目の査定に供することができる場合は、当該主要営業項目が適用する同業者利益率基準に従って利益率を査定する。

- (4) 税務当局の調査により、実際の利益率が上記 (2) 及び (3) の規定により査定した利益率よりも高いことが判明した場合は、入手した資料により査定することができる。

4. 台湾国内の利益貢献度の査定方法

台湾国外営利事業が、台湾国内及び国外において同時に役務行為又は事業行為を提供している場合は、次に掲げる規定に基づき台湾国内の利益貢献度を査定する。

- (1) 台湾国内及び国外のそれぞれの利益貢献度を明確に分割した証明文書（例：会計士監査報告書、移転価格証明文書、作業計画・記録や報告文書等）を提出することが可能な場合は、実額により査定を行う。
- (2) 上述の (1) を満たさないが、台湾国内の同一営利事業との間で締結した、内容が相応する契約書を提出することができ、且つ過去3年以内に税務当局がその帳簿、文書に従って関連する原価費用を差し引いて利益率を査定している場合は、それぞれ査定を受けた利益率の平均により査定する。税務当局の調査により、実際の利益率がより高いことが判明した場合は、入手した資料により査定することができる。
- (3) 上述の (1) (2) を満たさない場合は、貢献度を 100%として査定する。

5. 申請に併せて提出が必要な証明文書

- (1) 締結済みで効力が発生した契約書（中国語翻訳を含む）。
- (2) 事業内容及び台湾国内・国外における取引フローの説明。
- (3) 主要営業項目に関する証明文書。
- (4) 過去3年度において税務当局が利益率、台湾国内の利益貢献度を査定した許可公文書（無い場合は提出不要）。
- (5) 代理人に委任申請するための委任状（無い場合は提出不要）。
- (6) その他関連証明文書。

6. 所得税の課税規定

台湾国外営利事業が、台湾にその源泉を有する収入（労務報酬及び事業所得）を稼得し、作業要点の規定に従って査定を受けた利益率及び台湾国内の利益貢献度により計算した所得額については、以下の方法で課税する。

- (1) 源泉徴収を要する所得に該当する場合は、源泉徴収義務者が支払いを行う時に、計算された所得額に基づき、規定の源泉徴収税率で源泉徴収を行う。
- (2) 源泉徴収を要する所得に該当しない場合は、国外営利事業が自ら又は代理人に委託して申告納税を行う。

 Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームならびにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京の 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

© 2019. 勤業叢信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

外國營利事業得預先核定計算我國課稅所得額

財政部於民國 108 年 9 月 26 日修正「所得稅法第八條規定中華民國來源所得認定原則」(下稱認定原則)增訂第 15 點之 1(以下簡稱認定原則預先核定)及訂定「外國營利事業申請核定計算中華民國來源所得適用之淨利率及境內利潤貢獻程度作業要點」(下稱作業要點)，明確規範外國營利事業得申請預先核定計算中華民國來源所得適用之淨利率及境內利潤貢獻程度，明定淨利率及境內利潤貢獻程度核定方式，以簡化納稅依從成本及減少跨境課稅爭議。未來外國營利事業除了依認定原則透過退稅方式外，亦可透過認定原則預先核定，減輕徵納雙方退稅作業負擔及減少外國營利事業因溢扣繳稅款造成資金積壓。謹彙總認定原則預先核定及作業要點內容如下表，若有疑問或相關意見，歡迎您與我們聯繫。

核釋內容

1. 適用之主體及條件

在中華民國(以下簡稱我國)境內無固定營業場所及營業代理人之外國營利事業(以下簡稱外國營利事業)取得台灣來源之勞務報酬或營業利潤，依認定原則預先核定，得於取得收入前，檢附相關證明文件向稽徵機關申請核定適用之淨利率，及我國境內交易流程對全部交易流程總利潤貢獻程度(以下簡稱境內利潤貢獻程度)，據以計算我國課稅所得額。

2. 申請人及受理稽徵機關

- (1) 外國營利事業得自行或委託代理人提出申請。
- (2) 外國營利事業取得之所得屬扣繳範圍所得者，其受理稽徵機關為扣繳義務人所在地國稅局；非屬扣繳範圍所得者，其受理稽徵機關為中央政府所在地國稅局。

3. 淨利率之核定方式

- (1) 外國營利事業可提示帳簿、文據供核者，按來源收入核實減除相關成本費用核定。
- (2) 不符合前款情形，但可提示與我國同一營利事業所簽訂內容相同之合約，且前三年內曾經稽徵機關依其帳簿、文據核實減除相關成本費用核定淨利率者，按各該次核定淨利率之平均數核定。
- (3) 不符合前二情形，但可提示合約、主要營業項目、我國境內外交易流程說明及足資證明文件供稽徵機關核定主要營業項目者，按該主要營業項目適用之同業利潤標準淨利率核定。
- (4) 稽徵機關查得實際淨利率高於依前二款規定核定之淨利率者，按查得資料核定。

4. 境內利潤貢獻程度之核定方式

外國營利事業提供勞務行為或營業行為同時在我國境內及境外進行者，依下列規定核定境內利潤貢獻程度：

- (1) 可提示明確劃分我國境內及境外利潤貢獻程度之證明文件(例如會計師查核簽證報告、移轉訂價證明文件、工作計畫紀錄或報告等)者，核實核定。
- (2) 不符合前款情形，但可提示與我國同一營利事業所簽訂內容及交易流程相同之合約，且前三年內曾經稽徵機關依其劃分我國境內及境外利潤貢獻程度之證明文件核實核定境內利潤貢獻程度者，按各該次核定境內利潤貢獻程度之平均數核定。但稽徵機關查得實際境內利潤貢獻程度較高者，按查得資料核定。
- (3) 不符合前二款情形者，按百分之百核定。

5. 應檢附證明文件

- (1) 已簽署生效之合約(含中譯本)。
- (2) 營業內容及境內外交易流程說明。
- (3) 主要營業項目證明文件。
- (4) 前三年度經稽徵機關核定適用淨利率、境內利潤貢獻程度之核准文書(無則免附)。
- (5) 委由代理人申請之委任書(無則免附)。
- (6) 其他相關證明文件。

6. 所得稅課徵規定

外國營利事業取得我國來源收入(勞務報酬或營業利潤)，並依作業要點規定核定之淨利率及境內利潤貢獻程度計算之所得額，課徵方式如下：

- (1) 屬扣繳範圍之所得者，由扣繳義務人於給付時，按計算之所得額，依規定之扣繳率扣繳稅款。
- (2) 非屬扣繳範圍之所得者，由外國營利事業自行或委託代理人申報納稅。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟")不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2019 勤業眾信版權所有 保留一切權利